

「勉強会『美郷雪華』の挿し木について」を開催します

次のとおり『美郷雪華』の栽培勉強会を開催しますので、興味をお持ちの方は、下記へ電話でお申し込みください。

開催日◆9月18日(木)

対象者◆『美郷雪華』を栽培し、将来的に出荷・販売したいと考えている農業者。興味のある方も是非ご参加ください。

申込期限◆9月16日(火)

集合時間◆午後1時30分までに美郷町役場第2庁舎201会議室に集合してください。勉強会后、ほ場に移動します。

持ち物◆屋外作業に適した服装(帽子・長靴など)、作業用手袋、飲み物

町では、令和3年度から美郷雪華(白色ラベンダー)、レンコン、セリを美郷ブランド作物として推進しています。上記のとおり活動していますので、ご興味をお持ちの方はぜひ下記へお問い合わせください。



— MISATO BRAND FARM PRODUCTS —

美郷ブランド作物栽培勉強会

申・問●町農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908



消防署からのお知らせ

令和7年10月1日から実証事業開始 「マイナ救急」が始まります！

■マイナ救急とは？

マイナ救急は、救急隊がマイナ保険証を活用して受診歴や処方薬などの情報を取得することで、より的確な救急業務を行うものです。

通常の救急搬送では、現場に到着した救急隊が、患者さんのお名前や既往歴・受診歴・処方薬・かかりつけ病院などを、本人または家族などから、口頭で聞き取ります。

救急隊がマイナ保険証を活用して、患者さんの正確な情報を確認できれば、より早く搬送先の病院を選定でき、搬送先の病院も救急隊からの正確な情報により、患者さんに合わせた治療の事前準備に取りかかれます。救急隊は必要な救命処置や観察も的確に行い、現場から病院まで患者さんに寄り添った救急活動ができます。

マイナ救急は、全国の消防本部で開始されています。

詳しくは、総務省消防庁のショート動画をご覧ください。

■マイナ保険証の携行を！

もしもの時に備えて、マイナンバーカードの取得・保険証登録、そして普段からの持ち歩きにご協力をお願いします。



大曲仙北消防本部
公式X



総務省消防庁



問い合わせ●大曲仙北広域市町村圏組合消防本部 救急課 ☎0187(63)0318

介護保険事務所からのお知らせ

介護保険住宅改修受領委任払事業者の 新規登録研修会の開催について

住宅改修費の支給に係る受領委任払事業者は登録申請が必要となり、下記日程の研修会を受講された事業者のみ登録申請が可能になります。現在、登録となっている受領委任払事業者の有効期間については、令和9年11月(最長3年)までとなっております。そのため、令和7年度については新規登録研修会のみを開催し、更新の研修会は開催いたしません。

この研修では、受領委任払いを利用して住宅改修を行った際の流れや介護給付の対象になる住宅改修の項目、よくある質問などを内容といたします。

日 時◆10月28日(火) 午後1時30分～午後2時30分
(受付:午後1時10分～)

会 場◆大仙市役所仙北支所 3階 大会議室

申込期限◆10月10日(金)必着

※申込書は「OS介護ネット(<http://www.oskaigo.net.or.jp/>)」よりダウンロードし、FAXまたは郵送にてお申し込みください。

受領委任払いとは

被保険者から受領委任を受けた住宅改修業者には介護給付内工事代金の1割、2割または3割が被保険者から支払われ、残りの9割、8割または7割が介護保険事務所から支払われる制度です。

問い合わせ●介護保険事務所 保険給付班 ☎0187(86)3911 FAX0187(86)3914

国民年金に関するお知らせ

「年金生活者支援給付金」について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金生活者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。新たに給付金を受け取ることができる方には日本年金機構から請求手続きの案内が9月初旬頃から郵送されますので、請求書(はがき)を日本年金機構に提出してください。請求書に記載された提出期限を過ぎた場合でも令和8年1月5日(月)までの提出分(必着)に限り、令和7年10月分からさかのぼって支給されます。令和8年1月5日(月)以降は、日本年金機構が請求書を受け付けた月の翌月分からの支給となります。

■対象者

①老齢基礎年金を受給している方で、次の要件をすべて満たしている方

- ・65歳以上
- ・世帯全員の住民税が非課税
- ・前年の年金収入額とその他所得額の合計が次のとおりの方

(1)昭和31年4月2日以後生まれの方
809,000円以下(809,000円を超え909,000円以下の方には「補足的老齢年金生活者支援給付金」が支給されます)

(2)昭和31年4月1日以前生まれの方
806,700円以下(806,700円を超え906,700円以下の方には「補足的老齢年金生活者支援給付金」が支給されます)

②障害基礎年金または遺族基礎年金を受給している方で、前年の所得額が「4,794,000円(※1)+扶養親族の人数×38万円(※2)」以下の方

(※1)障害年金、遺族年金などの非課税収入は、年金生活者支援給付金の判定に用いる所得には含まれません。

(※2)同一生計配偶者のうち70歳以上の方または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

●年金生活者支援給付金を受給されている方で支給要件を満たす場合、新たな手続きは不要です。

●これから年金を受給される方は、年金の請求手続きと併せて年金生活者支援給付金請求書を提出してください。

年金生活者支援給付金をかたる「詐欺」にご注意ください

日本年金機構や厚生労働省から、電話で家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料等の金銭を求めたりすることはありません。

問い合わせ●町住民生活課 戸籍年金班 ☎0187(84)4903
大曲年金事務所 お客様相談室 ☎0187(63)2296